

○ 居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従事者 による場合	注 夜間もしくは 早期の場合 又は深夜の 場合	注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時刻応 加算(月2回 を限度)	注 陪護吸引等 支援体制加 算									
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (255単位) (2) 30分以上1時間未満 (402単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (666単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位) (7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100	1時間未満 (185単位) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) 1時間30分以上2時間未満 (367単位)	×200/100	夜間もしくは早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	1人1日当たり100単位を加算									
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (255単位) (2) 30分以上1時間未満 (402単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (564単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (666単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位) (7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)		2時間以上2時間30分未満 (456単位) 2時間30分以上3時間未満 (550単位) ※3時間以上(833単位に30分を増すごとに+86単位)																		
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (105単位) (2) 30分以上45分未満 (152単位) (3) 45分以上1時間未満 (196単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (238単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (274単位) (6) 1時間30分以上 (309単位に15分を増すごとに+35単位)		×90/100										×90/100								
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (105単位) (2) 30分以上1時間未満 (196単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (274単位) (4) 1時間30分以上 (343単位に30分を増すごとに+69単位)																				
ホ 通院等乗降介助	(101単位)																				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。																					
初回加算			(1月につき200単位を加算)																		
利用者負担上取額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)																			
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)		(1回につき564単位を加算)																			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×274/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能																			
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×200/1,000)																				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×111/1,000)																				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの80/100)																				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)																				
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能																			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×70/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計																			
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×55/1,000)																				